

青森県報

号外第百八号

平成二十八年
十二月二十七日
(火曜日)

目 次

告 示

家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解

除……………(畜産課) ……一

右 同……………(同) ……一

家畜伝染病のまん延を防止する規制の解除……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

告 示

青森県告示第八百十八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために平成二十八年十一月二十八日青森県告示第七百三十八号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類並びに指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域

1 移動の禁止区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴蝦、大字蓬田字汐越

2 移入の禁止区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴蝦、大字蓬田字汐越

青森県告示第八百十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために平成二十八年十二月二日青森県告示第七百五十六号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類並びに指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域

1 移動の禁止区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、字福田、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打、大字野沢字横手

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴蝦、大字蓬田字汐越

東津軽郡今別町大字鍋田字関口
五所川原市金木町大字芦野

2 移入の禁止区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、字福田、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打、大字野沢字横手

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴嶋、大字蓬田字汐越

東津軽郡今別町大字鍋田字関口

五所川原市金木町大字芦野

青森県告示第八百二十号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により平成二十八年十一月二十八日青森県告示第七百三十九号で規制した次に掲げる区域等について、平成二十八年十二月二十七日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制されていた区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴嶋、大字蓬田字汐越

二 規制されていた期間

平成二十八年十一月二十八日から同年十二月二十六日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はG Pセンターの事業を行うこと
- 3 ふ卵をすることの禁止

青森県告示第八百二十一号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により平成二十八年十二月二日青森県告示第七百五十七号で規制した次に掲げる区域等について、平成二十八年十二月二十七日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制されていた区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、字福田、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打、大字野沢字横手

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴嶋、大字蓬田字汐越

東津軽郡今別町大字鍋田字関口

五所川原市金木町大字芦野

二 規制されていた期間

平成二十八年十二月二日から同月二十六日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はG Pセンターの事業を行うこと
- 3 ふ卵をすることの禁止

<p>（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	